

## 持続可能な介護や福祉サービスの確立を求める要望書

日頃は国民の福祉向上のため、大変なご尽力を賜っておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、介護保険制度や障害者自立支援法が制定されて以降、福祉サービスに対するニーズが増加してきています。

しかし、本県社会部が先頃行った「福祉人材の確保等に関する実態調査結果」によれば、人材の確保が困難と感じている事業所が79.8%、定着が困難と感じている事業所が53.1%あり、その理由として、人材確保については、応募者の絶対数が少ないが68.2%、給与が低い41.6%であり、人材の定着については、給与が低い70.2%、雇用形態が希望と合わない57.1%となっており、持続可能な福祉サービスへの将来不安が浮き彫りになりました。

また、介護保険制度や障害者自立支援法について「現在の制度では、十分な給与を払えないし、必要な職員を採用できない。」と考えている事業所が73.3%もありました。

また、同様に行われた「障害者グループホーム等の実態調査結果」でも、障害者自立支援法施行前と施行後の比較で、収支が悪くなったが42%と最も多く、その原因として運営費用が日額払いとなったと回答した事業所が69%と最も多くなっています。

このような状況に長野県議会では、先の9月定例県議会において持続可能な介護や福祉サービスの確立を求め「介護保険制度の改正を求める意見書」と「障害者福祉制度の充実を求める意見書」を全議員の賛成により議決し、内閣総理大臣をはじめ関係大臣に意見書を提出したところです。

つきましては、本県を代表される国会議員の皆様におかれましては、本県の介護や福祉の現況をご理解賜り、別紙の「意見書」の趣旨を踏まえ、持続可能な介護保険制度や障害者福祉制度の確立に向けて格段のご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

障害者福祉制度の充実を求める意見書

平成19年10月 5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 様  
財務大臣  
厚生労働大臣

長野県議会議長  
服 部 宏 昭

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

障害者自立支援法が従来の支援費制度に代わるものとして昨年10月から本格施行され、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて障害者福祉制度が大きく転換された。

一方では、原則1割の利用者負担が導入されたことから、負担が重くのしかかり、障害者本人やその家族が困窮する事態が顕在化し、「施設から地域へ」「自立及び社会参加」をキーワードに広がりつつあった我が国の障害者福祉が大きく後退したとの指摘がある。

こうした中、国は、昨年度末に障害者自立支援法の円滑施行のため、低所得者層等のサービス利用料の負担軽減措置や事業者に対する激変緩和措置等の特別対策を打ち出したが、法律の目的とされている障害者の福祉の増進を図り、障害の有無にかかわらず国民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するには十分なものとは言えない状況にある。

よって、国においては、障害者の所得等の生活実態に配慮し、将来にわたって必要とするサービスを安心して受けられるよう障害者福祉制度の一層の充実を強く要請する。

議 第 13 号

介護保険制度の改正を求める意見書

平成19年10月 5日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 様  
財務大臣  
厚生労働大臣

長野県議会議長

服 部 宏 昭

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

介護予防に重点が置かれた介護保険法の改正により、軽度の要介護者のサービス給付内容が再編されるとともに、居住費・食費を自己負担とする施設給付の見直しが行われた。一方では、健康保険法等の改正により療養病床削減計画が進められようとしている。

また、本県が実施した福祉人材の確保等に関する実態調査によると、介護保険適用事業所の86.9パーセントが人材の確保が困難であると回答しており、その背景として、介護現場は厳しい労働条件に置かれている上に低賃金であることが指摘されている。

我が国が迎えようとしている超高齢社会において国民が安心して安定した暮らしを営むためには、利用者の負担を増加させることなく、サービス給付水準を維持し、持続可能な介護保険制度を構築することが求められている。

よって、国においては、介護報酬の充実による処遇改善や資質向上のための研修の拡充、労働条件の改善等により介護職員等の人材確保を図るとともに、療養病床再編に当たっては受け入れ体制の整備を推進するなど、充実・安定した介護・医療を受けられるよう必要な制度改革を行うことを強く要請する。